開発許可申請等フローチャート

*市街化調整区域では開発行為がなくても許可を必要とする場合があります。詳細についてはご相談ください。

新たに建築行為をしたい

開発行為を伴う

はい

●「主として建築物の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」がありますか

*開発行為とは参照

いいえ

開発行為を伴わない

●建築予定地はどこですか

市街化区域

市街化調整区域

市街化区域

市街化調整区域

●開発区域の規模は

500㎡以上

500㎡未満

規模による適用除外はありません

●その行為は適用除外行為（法第29条1項各号）ですか

はい

法第29条の許可は不要です

いいえ

法第29条の許可が必要です

法第29条の許可は不要です

はい

法第29条の許可は不要です

いいえ

法第29条の許可が必要です

＊用途地域の指定がある区域は法第42条の適用はありません、また、市街化区域に法第43条の適用もありません。

●建築予定地は開発許可を受けた区域内ですか

はい

法第42条の適用があります

いいえ

法第43条の適用があります

●建築物は許可を受けた予定建築物ですか

はい

都市計画法の許可不要です

いいえ

法第42条の許可が必要です

●その建築行為は新築又は用途の変更ですか

はい

いいえ

●建築行為は適用除外行為（法第43条1項各号）ですか

はい

都市計画法の許可は不要です

いいえ

都市計画法の許可が必要です

都市計画法の許可は不要です

＊法第29条・42条・43条は都市計画法の条文です